

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター検体検査業務委託

2 業務内容

「業務説明資料」のとおり。

なお、概算業務価格（上限）は、年額で約 103,000,000 円（税抜）です。

3 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加する意向のある事業者は、下記の書類を提出してください。

- ① 参加意向申出書（様式 1）
- ② 委託業務経歴書（様式 2）
- ③ 衛生検査所登録証明書の写し

ア 提出期限

令和元年 9 月 24 日（火）正午まで

イ 提出先

〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課物品管理係
担当：吉山、植田 電話 045(753)2615（直通）、FAX 045(753)2859

ウ 提出方法

持参

エ 提出部数

1 部

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日

令和元年 9 月 27 日（金）までに発送します。なお、提案資格が認められた者については、プロポーザル関係書類提出要請書を同封します。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は横浜市病院事業管理者が通知を発した日の翌日起算で、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」とします）を除く 5 日後の午後 5 時までに持参により参加意向申出書の提出先まで提出しなければなりません。

横浜市病院事業管理者は上記の書面を受領した日の翌日起算で、休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和元年10月2日（水）正午まで（必着）

(2) 提出先

3(1)イと同じ

(3) 提出方法

持参又はFAX（FAXの場合は、提出先に受信の確認を必ず行ってください。）

(4) 回答日及び方法

令和元年10月8日（火）までに本市ウェブサイトで公表します。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2019/itaku/byoin/>)

5 提案書の内容

(1) 提案書は次の項目について、所定の様式に基づき作成してください。なお、提案書には事業者名及び担当者名等は一切記載しないでください。

ア 業務運営体制（様式4）

イ 業務実績（様式5）

ウ 業務実施体制（様式6）

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とします。

(3) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

ウ 文字は日本語で、注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとしてください。

エ 様式4～6について、1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とします。

オ 各ページには、ページ番号を記載してください。

カ 多色刷りも可としますが、見易さに配慮してください。

6 評価基準

「提案書評価基準」のとおり

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 5(1)の書類 10部

イ 参考見積書 1部

(ア) 令和2～4年度の3年間分について、参考見積書（様式7）を用いて作成してください。

(イ) 本業務は、特記仕様書に示したとおり全体スライド条項を適用しますので、変動費（検体検査業務）と固定費（人件費、諸経費）は必ず分けて積算してください。

(ウ) 2に示す概算業務価格（上限）を超える提案は受理しません。

ウ 会社の概要がわかるもの（パンフレット等） 1部

エ 提案書評価基準における「ワークライフバランス」に関する取組みの状況を示す資料として、次のとおり提出時点で有効期間内の資料を提出してください。該当がない場合、資料の提出は不要です。

① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得	「認定通知書の写し」
⑤ よこはまグッドバランス賞の認定の取得	「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」

※①及び②に該当がある場合は、提案書提出日時点での従業員数を記載してください。

(2) 提出期限

令和元年10月18日（金）午後5時まで

(3) 提出先

3(1)イと同じ

(4) 提出方法

持参

(5) その他

ア 所定の様式以外の書類（事業者名、担当者名等の記載がある提案書を含む）については受理しません。

イ 提案書の提出後、横浜市医療局病院経営本部の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ 提案書に記載された実施体制は、配置予定者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提出後の提案内容の変更及び追加資料等の提出は認めません。

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和元年 10 月 31 日（木）午後（予定）

(2) 実施場所

〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 2 階 会議室（予定）

(3) 出席者

業務担当者を含む 4 名以内としてください。なお、説明者は 1 名とします。

(4) その他

ア 実施日時及び場所等の詳細については、参加者あてに別途お知らせします。

イ ヒアリング時の説明に際しては、提出された提案書のみを使用してください。提案書を補完する追加資料をヒアリング時に配布することは認めません。

ウ 予見を与えることを防ぐため、プレゼンテーションは提案者名（社名）を伏せて行います。そのため、本要領における様式 4～6 を作成する際にも、提案者名を推測できる文言等は使用しないでください。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	医療局病院経営本部脳卒中・神経脊椎センター第一入札参加資格審査・業者選定委員会	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター検体検査業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	<ul style="list-style-type: none">・病院長・管理部長・総務課長・医事課長・総務課庶務係長・総務課経理担当係長・総務課物品管理係長・総務課施設係長	<ul style="list-style-type: none">・管理部長・検査部長・副看護部長・医事課長・医事課情報管理・システム担当係長・医療局病院経営本部病院経営部 病院経営課担当係長・横浜市立市民病院 検査部担当係長

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

令和元年 11 月 15 日（金）までに発送します。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、横浜市病院事業管理者が通知を発送した日の翌日起算で、休日等を除く5日後の午後5時までに持参により提案書提出先まで提出しなければなりません。

横浜市病院事業管理者は上記の書面を受領した日の翌日起算で、休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出された提案書は、受託候補者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (2) 提出された提案書については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提案書の作成のために横浜市病院事業管理者が作成した資料は、横浜市病院事業管理者の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市及び横浜市医療局病院経営本部における指名停止を行うことがあります。
- (2) プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。ただし、横浜市病院事業管理者が求めた場合、参考見積書金額の範囲内で実施できる内容・体制としてください。
- (3) 特定された提案書を提出した者とは、後日、特定された提案書等に基づき、横浜市病院事業管理者の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。
- (5) 受託候補者として特定された後であっても、業務を履行できないと委託者が判断した場合はその権利を解除し、次順位の者と手続を行います。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本プロポーザルに関して評価委員会委員と接触があった者
- (7) ヒアリングに出席しなかった者

14 その他

- (1) 本プロポーザルに関して要した費用（提案書の作成及び提出等）については、すべて提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) 本プロポーザルにかかる契約は、令和2年度横浜市病院事業会計予算が令和2年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日に契約書を締結することによって確定するものとします。